

空家等を適切に管理しましょう

▷問い合わせ先＝住宅管理課空家等対策係(☎内線324)

近年、市内でも空家等(※1)が増加しており、適切な管理がなされないことで、周辺に住んでいる人の迷惑となる事例が発生しています。

空家等は個人の財産であり、所有者や管理者の責任により管理することが基本です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしましょう。

管理のポイント

- 空家等を定期的に見回りし、通風や掃除、敷地の手入れをしましょう。特に、立木の伐採や草刈り、ハチの巣の確認・除去を行い、周辺に配慮しましょう。
- 相続登記を行い、空家等の所有者を明確におきましょう。
- 台風後などは、空家等の破損やゴミの飛散が起こりやすく、犯罪や火災の誘発に繋がる恐れがあります。破損した部分はベニヤ板でふさぐなどの対応をしましょう。
- 不測の事態に備え、近所の人に連絡先を伝えておきましょう。



注意点

空家等の倒壊、部材の飛散、火災などにより周辺の建物や通行人などに被害を及ぼした場合、空

【※1】…ここでいう「空家等」とは、概ね年間を通じて居住その他の使用がされていない建物とその敷地や、敷地内の工作物および立木を指します。

家等の所有者や管理者が損害賠償などで管理責任を問われることがあります。

また、相続放棄をした場合でも、次の相続人となった人が管理を始めるまでは、相続放棄をした人に管理責任があります。

空き家改修工事補助金

管理状態の良い空家等は、空き家バンクに登録し売買・賃貸するなど、有効に活用しましょう。

空き家バンクの登録物件を購入・賃借した人が、市内業者により改修工事をする場合、工事費の一部を補助する制度があります。申請受付は先着順ですが、詳しい要件の確認など、相談は随時受け付けています。

危険空き家除却工事補助金

倒壊などの恐れがあり、周囲への悪影響の度合いが高い空家等は解体を検討しましょう。一定の要件に該当する危険な空家等の解体については、補助金が受けられる場合があります。

今年度分は申請受付の上限に達しましたが、相談は随時受け付けています。来年度以降の活用を検討している人は、事前に相談ください(補助金の申請受付は先着順です)。

11月は児童虐待防止推進月間です

▷申し込み・問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)

児童虐待の早期発見には、子どもや保護者の状況について、「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。



虐待の種類

- 身体的虐待…殴る・蹴る、叩く、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど
- 性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- 心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱いなど

児童虐待のサイン

■子どもに見られるサイン

表情が乏しい、触られること・近づくことを嫌がる、極端に無口、家に帰りたがらない、衣服が汚れているなど

■保護者に見られるサイン

感情や態度が変化しやすい、イライラしている、人前で子どもを厳しく叱る、家の様子が見えないなど

■児童虐待が疑われる状況

説明できない不自然なケガ、親子でいるときは親を窺う態度や表情が乏しいが、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる など

保育施設の入所申し込みを受け付けます

▷申し込み・問い合わせ先＝子ども課保育係(☎内線192)

令和4年4月からの保育施設の入所申し込みを下表の日程で受け付けます。必要書類をそろえ、受付会場にお越しください。

都合により受付会場に来ることができない人は、12月1日(水)から23日(木)(土・日曜日を除く)までに、市役所本庁子ども課で手続きをしてください。

※受付期間後に申し込んだ場合や定員を超えた場合、第1希望以外の保育施設への入所となる場合があります。

申し込みに必要な書類など

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼施設利用申込書
- (2) 「保育の必要性」を証明する書類
 - 父母、同居している65歳未満の祖父母1人につき1枚の提出が必要です。
 - ③ マイナンバー関係の書類(いずれか1つ)
 - 個人番号カード
 - 個人番号が記載された住民票の写し など
 - ② 身元確認書類(いずれか)
 - 個人番号カード
 - 運転免許証やパスポートなど、写真付き身分証明書のうち1点
 - 健康保険証や年金手帳など、官公署などが発行した写真表示のない書類のうち2点
 - ③ 委任状
 - 申請者に代わって代理人が申し込む場合に必要です。
 - ※世帯の状況により、追加書類が必要な場合があります。
- ▽ 申込書記布場所 各保育所・こども園、市役所子ども課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所
- ▽ その他 保育の必要性を証明する書類、各園の取り扱い保育、保育料などの詳細は、申込書記布場所に配置している「特定教育・保育施設利用のしおり」やホームページをご覧ください。



【表】保育施設の入所申込受付日時

施設名(会場)	受付日時	施設名(会場)	受付日時	施設名(会場)	受付日時
大船渡保育園	12月1日(水) 14:00~16:00	盛こども園	12月7日(火) 14:30~16:00	あかさきこども園	12月13日(月) 15:00~16:00
明和保育園	12月2日(木) 14:30~16:00	いかわこども園	12月8日(水) 14:30~16:00	綾里こども園	12月14日(火) 15:30~16:30
蛸ノ浦保育園	12月3日(金) 15:00~16:00	立根こども園	12月9日(木) 14:30~16:00	越喜来こども園	12月15日(水) 15:30~16:30
日頃市保育園	12月6日(月) 15:00~16:00	末崎こども園	12月10日(金) 14:30~16:00	吉浜こども園	12月16日(木) 15:30~16:30

こども園(1号/教育希望)および幼稚園の園児を募集します

▷募集施設

- 私立施設＝盛こども園、いかわこども園、立根こども園、末崎こども園、あかさきこども園、海の星幼稚園
- 公立施設＝綾里こども園、越喜来こども園、吉浜こども園

▷申込方法

- 私立施設＝入園を希望するこども園・幼稚園に申込書類を提出ください。
- 公立施設＝市役所子ども課に申込書類を提出ください。
- ※申込書類は、市役所子ども課、各こども園、幼稚園で配布します。

※引き続き同じ園に在園を希望する場合、申込書類の提出は不要です。

▷申込期間

- 私立施設＝各園に問い合わせください。
- 公立施設＝12月1日(水)～23日(木)

▷その他

こども園や幼稚園では、保育時間の前や午後の預かり保育を実施しています。

▷申し込み・問い合わせ先

子ども課保育係(☎内線192) / 盛こども園(☎263020) / いかわこども園(☎263212) / 立根こども園(☎263645) / 末崎こども園(☎293826) / あかさきこども園(☎262644) / 海の星幼稚園(☎265222)